

報第2号

専決処分説明資料

(報第69号)

専決処分

令和4年11月16日

項目	要旨
事案の概要	県立岐阜本巣特別支援学校（以下「学校」という。）が、通信文「ぎふもとすコネクション」第1号（令和3年5月14日発行）、第2号（令和3年7月12日発行）、第3号（令和3年8月24日発行）及び第4号（令和3年11月8日発行）の発行に当たり、東京都千代田区神田神保町2丁目46番地福井紙業ビル302号 有限会社ワーハから、同社が著作権者（神奈川県鎌倉市在住の個人）から独占的に利用許諾業務を委託されたイラストの利用許諾を得ることなく、当該イラストを利用して各通信文を作成し、配布したため、同社及び同人に当該イラストの使用料相当分の損害を与えたもの
相手方	1 相手1 東京都千代田区神田神保町2丁目46番地福井紙業ビル302号 有限会社ワーハ 2 相手2 著作権者
過失の割合	当方 100% 相手1 0% 相手2 0%
賠償金	<p>学校が、インターネット上に掲載されたイラストを無料で利用できるものと思い込み、通信文に利用して配布を行ったものであり、学校には当該イラストに係る権利関係を確認した上で、必要な手続を経てから利用すべきであったにもかかわらず、これを怠った過失があると認められる。</p> <p>一方、相手1及び相手2においては、相手1ホームページ上において、イラストの著作権は全て相手1又はその作家に帰属すること、当該イラストの利用には相手1の利用許諾が必要であること、及び当該イラストの使用料等を使用規程に明記しており、本件イラストが無料で利用できるイラストであると誤認させるような事情はなく、相手1及び相手2には過失がないと認められる。</p> <p>このため、賠償金（使用料相当分）として、合計金431,200円及びこれらに対する当該イラストを利用した日から支払済みまでの年3分の割合による金員を、相手2の連帯債権者である相手1に支払うこととした。</p>
再発防止策	<p>(1) 県立学校の広報担当の教員に対して、弁護士を講師とする著作権の研修を実施した。</p> <p>(2) 県立学校の全教職員が、学校教育における著作権の取扱いの自己点検を実施した。</p> <p>(3) イラスト等の利用に係る著作権法上の留意事項を通知するとともに、イラスト等を利用した資料等の作成に係る決裁文書において、出典の表示と利用規約の確認を義務付けることとした。</p>